選挙運動用自動車賃貸借契約書

　賃借人　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　賃貸人　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結するものとする。

第１条　甲は、乙が所有する次の自動車を選挙運動に使用する目的のため賃借し、乙は賃貸する。

　　１　自動車の種類

　　　２　車名年代

　　３　車輌番号

第２条　賃貸借期間は、令和 　 年 　 月 　 日から令和 　 年 　 月 　 日までの　　 日間とする。

第３条　賃貸借期間の賃借料は、１日　　　　　　　円とする。

第４条　賃貸借自動車にかかる修繕費及び甲の責に帰することのできない損害は、すべて乙において負担するものとする。

第５条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

　　　令和 　 年 　 月 　 日

　　　　　　　　　　　　甲 賃借人

　　　　　　　　　　　　 住　所

　　　　　　　　　　　　 氏　名

　　　　　　　　　　　　乙　賃貸人

　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名